

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

日高町の人口は平成2年以降継続して増加し、令和2年の国勢調査では、県内では数少ない人口増加市町村のうちの1つであった。近隣の市町や都市部からの移動などが多く、本町の住みやすさが評価されている。

20歳代や30歳代の若い世代の流入等により、年少人口が15.6%と県平均11.5%より高く、また老年人口割合は30.3%と県平均33.4%とやや低くはあるが、高齢化も進んでいる状態でもある。

昼夜間人口比率は73.0%と低く、町外への就業が目立っており、生活行動の利用場所としては近隣市町に多く展開され、町内における経済循環は必ずしも充実していない状態である。

本町において就業者の66.3%が第3次産業と最も高く、次いで第2次産業、第1次産業となっており、町内企業者においては、そのほとんどが中小企業者で、高齢化・人手不足・後継者不足等の厳しい状況下にあり、地域の発展・活性化や若者の定着を促進する必要がある。これらの現状を踏まえた町内の就労人口の安定化や地域内の資金循環や労働生産性の向上を図る取り組みが課題であるといえる。

(2) 目標

中小企業者が生産性の高い先端設備等を導入し、労働生産性が向上することで、地域経済の活性化や町内の就労人口の増加を後押しし、計画期間中に4件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画における対象設備は、町内における多様な産業の事業者の生産性向上を実現する必要があり、設備投資を支援する観点から、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等のすべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

先端設備等の導入により多様な業種の労働生産性の向上を目指し、経済の活性化を図ることから、対象地域は限定せず、日高町内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本町の多様な業種の労働生産性の向上を目指す中小企業者を後押しする観点から、対象業種を限定せず、全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員の削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(3) 町税滞納者及び町税未申告者による先端設備等導入計画は、特段の事情がある場合を除き、認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。